

平成 21 年度主要事業の  
予定と課題等について

市 民 部

# 目 次

## 市民生活課・行政センター

1. コミュニティセンターに関する情報提供について ..... 1

## 市民協働推進担当

1. 市民公益活動団体に対する補助制度の見直しについて ..... 2
2. 地域協働プランの進捗状況について ..... 3

## 消費生活センター

1. 消費者庁創設の動きと消費生活センターの機能について ..... 4

## 人権・男女共同参画課

1. 「男女共同参画モデル事業所づくり計画2.0」の取り組みについて.... 5

## 窓口サービス課

1. 戸籍がない子に係る住民票の作成について ..... 6

## 市民生活課・行政センター

### 1. コミュニティセンターに関する情報提供について

#### (1) 利用形態の統一について

統一に伴い、旧公民館の開館日が増加し、夜間・日曜日も窓口に職員を常駐することで市民サービスが上がったとの評価をいただく一方、職員が多いのは経費の無駄ではないかとの少数意見もある。

#### (2) 講座運営の充実について

家庭教育、青少年・親子対象講座、郷土理解など各種講座を実施しているが、市民協働の内容も加味するなどの充実を図りたい。

また、旧地域自治活動センターでも、新たに講座を開催するが、市民の利用を妨げない範囲で実施したい。

#### (3) コミュニティの拠点づくりについて

行政センターが一元管理することにより、要望や苦情が身近な行政センターに直接届くことになり、即時の対応が可能になるなどのメリットが見られる。

#### (4) 有料化の検討について

冷暖房や調理室の光熱水費などは実費をとってもいいのではないかという一部の利用者からの声もあるが、多くの市民に気軽に利用していただくため、現在、有料化は考えていない。

今後、市民から「有料化を望む」ご意見が多数寄せられる場合は検討したいと考えている。

#### (5) その他

行政センターの地域協働プランの策定を昨年度から開始したが、本庁管内においても、各地区連合町内会議等に出席し、地区の課題解決に向けた地域協働事業を支援する。

## 市民協働推進担当

### 1. 市民公益活動団体に対する補助制度の見直しについて

- (1) 各部課で所管する市民公益活動団体に対する財政的支援制度の見直し
- ・平成 21 年度予算に向けて、各部課で所管する市民公益活動団体に対する補助制度を財政課と連携し、より市民協働の度合いを深めた補助制度へと再構築する。

#### (2) 市民協働推進補助制度の見直し（素案）

##### (現状)

- ・年々、応募団体数が減少している（全国的な傾向でもある）。
- ・市民協働推進補助金と言いながら、各所管部課の事業協力が得られず、単なる市民活動促進補助金に止まっている。

##### (原因)

- ・市民協働を実践してきた既に力のある市民公益活動団体は、市民協働推進補助制度による補助限度（3回）に達しており、同一の企画内容では応募できなくなっているのに対し、なかなか新たな芽となる団体が育っていない。
- ・公開プレゼンテーションや企画書の記載内容など、市民協働推進補助制度に応募するためのハードルが高すぎるのかもしれない。

##### (対応)

- ・今までに補助を受けた団体、選考に落ちた団体、市民活動サポートセンターの利用団体、選考に関わった委員などにアンケートを行い、その結果を踏まえて、制度の改善に向けた見直しを行う。
- ・上記の見直しを行い、市民協働審議会に諮った上で、より応募しやすい制度に変えていく。

#### (3) 市民公益活動団体支援基金（よこすか元気ファンド）を原資とするNPO法人を支援する補助制度の新設

##### (現状—7月末現在)

- ・基金対象団体に登録したNPO法人数 12 団体（市内のNPO法人 89 団体）
- ・NPO法人が働きかけた「よこすか元気ファンド」への寄付の状況 4 件 7 万円
- ・社会貢献型自動販売機の設置状況 106 台（公共施設）、寄付額は半年毎に集計。

##### (今後)

- ・NPOと基金の周知を図るためのネットワーク会議を開催し、一層の周知を図る。
- ・「よこすか元気ファンド」を原資とする補助は、市民協働推進補助制度の審査に併せて交付先・額などを審査していく。

## 2. 地域協働プランの進捗状況について

- ・行政センター及び本庁管内（市民生活課が担当）では、平成19年度、20年度で地域の日常の生活課題を地域で解決するための地域協働プランの策定をすることとし、順次実行に移すこととしている。
- ・平成19年度に策定を始めた4行政センター（田浦・逸見・衣笠・西）では、連合町内会、地区社会福祉協議会など地域団体との話し合いを続けているが、まだ地域課題の抽出から地域協働プランといった形にまではできていない。
- ・平成20年度策定予定の5行政センター及び本庁管内（市民生活課）では、策定のための組織作りを進めている。  
既存の組織を活用するなど地域ごとの特性を生かした取組を続けているが、まだ組織が立ち上がっていないセンターもある。
- ・各地域の地域協働プランのテーマ実施内容が決定次第、順次実施していく。

地域	方向性・テーマ	組織
追浜	既存組織の課題を取り上げテーマ設定「フェスタよこすか夏の舞」のあり方	おっぱままちづくり協議会
田浦	田浦地域防災情報ネットワーク	田浦地域協働推進協議会
逸見	逸見地域高齢者支援プラン	逸見地域協働推進協議会
衣笠	衣笠山公園の桜の再生とさくら祭等を活用したまちおこし	衣笠地域協働推進協議会
大津	大津地区の市民協働のあり方を検討	(仮)大津地区市民協働検討委員会
浦賀	浦賀工場内レンガドック脇の空地の活用	浦賀国際文化村推進協議会
久里浜	久里浜地区の「活力と魅力」のあるまちづくりを積極的に展開	久里浜まちづくり推進協議会
北下浦	未定	(仮)北下浦地域連絡会
西	武山（ホタルの里づくり・竹川清掃）、大楠（観光情報の発信）、長井（未定）3地区で検討	西地区振興会
本庁	海辺ニュータウンをモデル地域として取組	よこすか海辺ニュータウンまちづくり協議会

## 消費生活センター

### 1. 消費者庁創設の動きと消費生活センターの機能について

- (1) 福田首相は、20年度の施政方針演説で、生活者や消費者が主役となる社会の実現を掲げ、2月12日に、有識者からなる「消費者行政推進会議」を設置し、消費者行政を一元化し、消費者を主役とする政府の舵取り役となる新組織の検討をスタートさせた。
- (2) その後、政府は、「消費者行政推進会議」の最終答申を受け、6月27日に「消費者行政推進基本計画」を閣議決定した。
- (3) この基本計画の中では、消費者の視点で政策全般を監視し、消費者を主役とする政府の舵取り役として、消費者行政を一元的に推進するための強力な権限を持った新組織（仮称「消費者庁」）を創設し、必要な法整備を行い、来年度から発足させるため、次期の臨時国会に法案を提出することが明記されている。
- (4) また、地方の消費生活センターについては、次のことが謳われている。
  - ア 地方の消費生活センター等を高齢者を含め、すべての消費者が相談できる一元的な相談窓口と位置づけ、全国ネットワークを構築する。
  - イ 新組織の創設と併せて、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政を抜本的に強化する。特に当面、思い切った取り組みをしっかりと行っていく必要がある。
  - ウ 全国ネットワークの構築に伴い、地方の消費生活センターを法的に位置づけることを踏まえ、国は相当の財源確保に努める。
  - エ PIO-NET等の国の直轄事業を充実するとともに、地方交付税上の措置や税制上の措置等を検討する。
- (5) (4)の詳細な内容については、いまのところ未定であるが、場合によっては、現在の市町村の消費生活センターの機能を強化する必要があることが予想される。

## 人権・男女共同参画課

### 1. 「男女共同参画モデル事業所づくり計画2.0」の取り組みについて

まずは市役所が男女共同参画の視点を取り入れた事業所として活動し、事業所のモデルとなって地域全体の男女共同参画を推進していこうという考え方のもと、市役所内部の男女共同参画を進めるため、平成20年度から24年度を計画期間としたモデル事業所づくりの2期目の計画を平成20年7月策定した。

#### (1) 達成度を図るための四つの数値目標

- ・職員意識調査「男女平等を進める必要はない」の回答率  
23.5 % → 10.0 %未満
- ・一般職の女性管理職（課長職以上）比率  
4.7 % → 6.0 %
- ・職員平均月間時間外勤務時間数  
10.7 時間 → 10.0 時間
- ・男女共同参画市民意識調査「男女平等に対する認識（社会全般の風潮）」の「平等である」の回答率  
6.5 % → 15.0 %

#### (2) 今後の課題

- ・各課長（男女共同参画職場リーダー）のマネジメント能力の向上  
職場環境整備、女性職員の育成、休暇制度の周知や取得の奨励など、本計画の推進役の一人となる各課長のマネジメント能力の向上。
- ・女性職員の育成  
一般的に低いといわれる女性職員のモチベーションの向上、及び管理職となる人材を育成。
- ・メンター制度（所属を越えた指導員制度）の実施  
利用者が少なく廃止された先進事例もあり、制度設計には十分な検討が必要。

## 窓口サービス課

### 1. 戸籍がない子に係る住民票の作成について

— 離婚後 300 日以内の出生をめぐる問題について —

#### (1) 概要

離婚後 300 日以内に生まれた子は、前夫の子と推定され（民法第 772 条第 2 項）、前夫の戸籍に記載される。このことが障害となり出生届の提出がされず、その結果、戸籍のない子が生まれている。

住民票の記載は正確性の確保と二重登録の防止などの観点から、戸籍との連携・一致が基本であり、出生届が提出されない子は住民票の記載もされず、住民登録に基づく行政サービスが受けられず問題となっている。

これを受け、総務省は出生届がなくとも一定の条件のもと住民票の記載を行うよう市町村に通知し、本市も通知に沿って住民票の作成を行っていくこととした。（平成 20 年 7 月 7 日実施）

#### (2) 無戸籍でも住民票の記載が認められる条件

次の三条件を満たす場合には、住民票の記載が認められる。

- ① 出生証明書や母の戸籍謄抄本等により、日本国籍を有することが明らかであること。
- ② 民法第 772 条の規定が障害となり、出生届が提出できず戸籍の記載がおこなわれていないこと。
- ③ 認知調停手続など外形的に戸籍の記載のための手続が進められていること。

【総務省資料より】

